

業務及び財産の状況に関する説明書

【2020年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

ピクテ投信投資顧問株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

ピクテ投信投資顧問株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

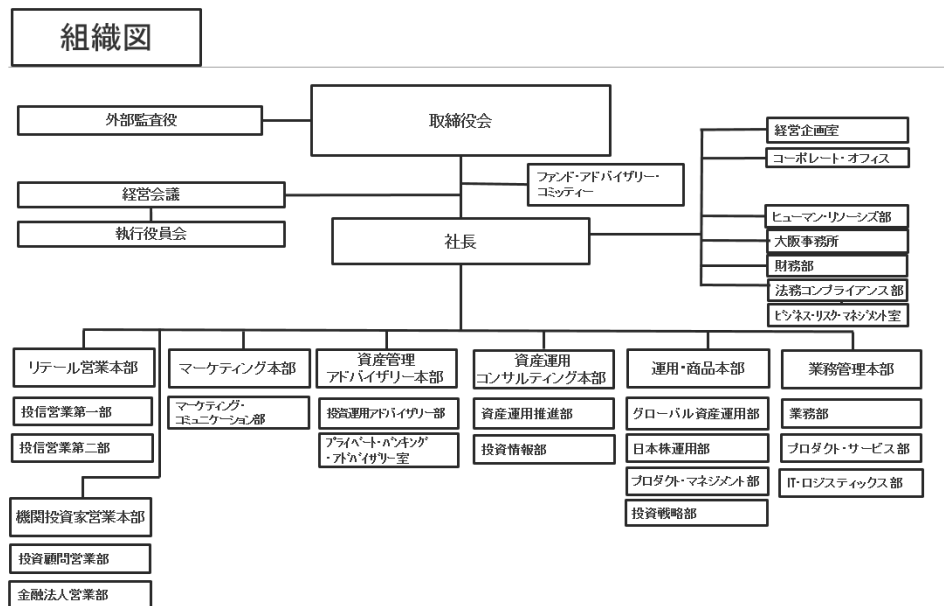
平成19年9月30日（関東財務（支）局長（金商）第380号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和 56 年 12 月	ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和 61 年 12 月	ピクテジャパン株式会社設立
昭和 62 年 3 月	投資顧問業の登録
昭和 62 年 6 月	投資一任業務の認可取得
平成 9 年 9 月	ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成 9 年 10 月	投資信託委託業務の免許取得
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者の登録
平成 23 年 2 月	大阪事務所開設
令和 2 年 2 月	第一種金融商品取引業の登録

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
ピクテ アセット マネジメント ホールディングス エス エイ	1,563 株	100%

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	萩野 琢英	有	常勤
取締役執行役員 ヒューマン・リソース部長	森川 千恵	無	常勤
取締役執行役員 法務コンプライアンス部長	石原 伸彦	無	常勤
取締役	セドリック・バーメッセ	無	非常勤
取締役	ロゴン・ラムゼイ	無	非常勤
監査役	樋口 哲朗	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
法務コンプライアンス部長	石原 伸彦

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
松元 浩	グローバル資産運用部長
鈴木 毅	日本株運用部長
加藤 啓之	投資判断者
小林 昇平	投資判断者
宇井野 直美	投資判断者

渡邊 洋平	投資判断者
椎名 豪	投資判断者
小坂 朋隆	投資判断者
譚 桜	投資判断者

7. 業務の種別

- (1) 投資運用業
- (2) 投資助言・代理業
- (3) 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務）
- (4) 第二種金融商品取引業

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本店	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル7階
大阪事務所	大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急オフィスタワー34階

9. 他に行っている事業の種類

(1) 情報提供およびコンサルタント業務

親法人等へ日本の有価証券等に関してマクロおよびミクロに関する情報の提供および助言を行う業務

(2) 委託業務

資料等の翻訳、編集、配布等を海外の親法人等にかかわって行う業務

海外ファンドの販売会社の獲得に関する業務ならびにサービスに関する業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂くよう努めています。当社への苦情等のお申出先は上記の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

1. お客様からの苦情等の受付
2. 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
3. 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、特定非営利活動法人証券・金融商品

あっせん相談センターを通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。

当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が行う投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業に関する紛争に関しては、当社が加入している一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務の委託を受けています。また、当社が行う第一種金融商品取引業に関する紛争に関しては、同センターは第一種金融商品取引業について金融商品取引法上の指定紛争解決機関の指定を受けているため、当社は同センターと紛争解決に関する手続実施基本契約を締結し、あっせんについての業務を委託しています。これらの業務委託に基づき、同センターではあっせん委員によりあっせん手続きが行われます。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

- (1) 一般社団法人日本投資顧問業協会
- (2) 一般社団法人投資信託協会
- (3) 日本証券業協会
- (4) 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

*当期中において、日本証券業協会、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに加入

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項ございません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

事業の経過及び成果

1981年12月に日本経済や株式市場の調査を目的としてピクテ銀行東京事務所が設立されました。その後、1986年12月1日にピクテジャパン株式会社が設立されました。ピクテジャパン株式会社は、翌1987年3月12日に投資顧問業者として登録、同年6月10日

に投資一任業務の認可を取得し、その後、1997年10月に投資信託委託業務に係る免許を取得し、現在のピクテ投信投資顧問株式会社（以下、「当社」という。）に社名を変更しました。

当社は、2007年9月30日に監督官庁より金融商品取引業者として、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業に係るみなし登録を受けました。

また、2011年には大阪事務所を開設しました。

そして当社は、2020年1月5日に監督官庁より第一種金融商品取引業に係る登録を受けました。

現在は、主に投資運用業者、投資助言・代理業者、第一種金融商品取引業者及び第二種金融商品取引業者として業務運営を行っております。

当期の業績

当社は、独自のグローバル・ネットワークを通じて得た情報とノウハウを駆使し、徹底した市場分析や企業ファンダメンタルズの調査やリスク管理を行い、長期的視点に立った一貫性のある資産運用を行っております。

当期の業績は、営業収益は21,459百万円、営業費用は15,031百万円、一般管理費については4,191百万円となりました。この結果、営業利益は2,235百万円、経常利益は2,193百万円となり、当期純利益は1,595百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
資本金	200	200	200
発行済株式総数	1,563株	1,563株	1,563株
営業収益	16,083	17,907	21,459
(受入手数料)	16,083	17,907	21,459
((委託手数料))	-	-	-
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	-	-	-
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	-	-	-
((その他の受入手数料))	16,083	17,907	21,459
(トレーディング損益)	-	-	-

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
((株券等))	-	-	-
((債券等))	-	-	-
((その他))	-	-	-
純営業収益	447	770	2,235
経常損益	423	727	2,193
当期純損益	276	492	1,595

(2) 有価証券引受・売買等の状況

該当事項ございません。

(3) その他業務の状況

該当事項ございません。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
自己資本規制比率(A/B×100)	-	-	320.5%
固定化されていない自己資本(A)	-	-	4,893
リスク相当額(B)	-	-	1,526
市場リスク相当額	-	-	25
取引先リスク相当額	-	-	81
基礎的リスク相当額	-	-	1,420
暗号資産等による控除額	-	-	-

注) 第一種金融取引業登録は2020年12月期でありこれ以前は記載していません。

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
使用人	-	-	122
(うち外務員)	-	-	27

注) 第一種金融取引業登録は2020年12月期でありこれ以前は記載していません。

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,506,488	5,682,471
前払費用	78,871	83,085
未収委託者報酬	2,295,464	2,752,470
未収収益	448,435	357,055
関係会社未収入金	-	47,462
その他	13,874	9,481
流動資産計	7,343,134	8,932,026
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備※1	187,123	174,567
器具備品※1	122,817	145,253
有形固定資産合計	309,941	319,820
無形固定資産		
ソフトウェア	36,066	22,211
その他	831	831
無形固定資産合計	36,898	23,043
投資その他の資産		
投資有価証券	5,433	7,035
長期差入保証金	286,676	286,676
繰延税金資産	891,796	870,386
投資その他の資産合計	1,183,907	1,164,099
固定資産計	1,530,747	1,506,963
資産合計	8,873,881	10,438,989
負債の部		
流動負債		

預り金	25,546	27,859
未払金		
未払手数料	1,272,877	1,561,855
その他未払金	382,635	416,336
未払法人税等	337,277	464,835
賞与引当金	1,081,528	954,110
その他	116,692	258,778
流動負債合計	3,216,556	3,683,775
固定負債		
関係会社長期借入金	2,400,000	2,400,000
退職給付引当金	140,138	141,403
資産除去債務	81,736	81,933
固定負債合計	2,621,875	2,623,337
負債合計	5,838,431	6,307,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	2,784,524	3,879,839
繰越利益剰余金	2,784,524	3,879,839
利益剰余金合計	2,834,524	3,929,839
株主資本合計	3,034,524	4,129,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	925	2,036
評価・換算差額等合計	925	2,036
純資産合計	3,035,449	4,131,876
負債・純資産合計	8,873,881	10,438,989

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第35期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第36期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益		

委託者報酬	16,420,074	19,659,986
その他営業収益	1,487,877	1,799,020
営業収益計	17,907,952	21,459,006
営業費用		
支払手数料	9,941,917	12,156,102
広告宣伝費	344,051	356,996
調査費		
調査費	184,540	164,855
委託調査費	1,459,077	1,564,499
委託計算費	405,398	413,072
営業雑経費		
通信費	67,770	68,967
印刷費	290,584	271,550
諸会費	12,802	27,913
図書費	2,981	2,951
諸経費	5,831	5,017
営業費用計	12,714,954	15,031,926
一般管理費		
給料		
役員報酬	122,116	94,766
給料・手当	1,865,795	1,936,929
賞与※1	376,353	361,248
賞与引当金繰入	1,037,268	814,890
旅費交通費	151,720	36,115
租税公課	71,096	85,636
不動産賃借料	354,515	373,422
退職給付費用	56,799	147,225
固定資産減価償却費	78,558	76,435
消耗器具備品費	34,152	18,858
人材採用費	29,741	32,134
修繕維持費	30,152	29,166
諸経費	214,632	184,990
一般管理費計	4,422,905	4,191,820
営業利益	770,092	2,235,259
営業外収益		

受取利息	22	31
法人税等還付加算金	956	47
受取配当金	976	1,044
為替差益	-	2,332
その他	703	492
営業外収益計	2,659	3,947
営業外費用		
支払利息※2	45,625	45,750
その他	3	-
営業外費用計	45,628	45,750
経常利益	727,123	2,193,457
特別損失	-	2,494
雑損失	-	2,494
税引前当期純利益	727,123	2,190,963
法人税、住民税及び事業税	341,559	574,568
法人税等調整額	△106,783	20,919
法人税等合計額	234,775	595,488
当期純利益	492,347	1,595,474

(3) 株主資本等変動計算書

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価 ・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	2,292,176	2,342,176	2,542,176	62	62	2,542,239
当期変動額								
当期純利益	-	-	492,347	492,347	492,347	-	-	492,347

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	862	862	862
当期変動額合計	-	-	492,347	492,347	492,347	862	862	493,209
当期末残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
			その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△500,160	△500,160	△500,160	-	-	△500,160
当期純利益	-	-	1,595,474	1,595,474	1,595,474	-	-	1,595,474
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	1,111	1,111	1,111
当期変動額合計	-	-	1,095,314	1,095,314	1,095,314	1,111	1,111	1,096,425
当期末残高	200,000	50,000	3,879,839	3,929,839	4,129,839	2,036	2,036	4,131,876

重要な会計方針

区分	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券時価のあるもの

	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

I. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606)を公表しており、IFRS 第 15

号は 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 12 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

II. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011 年 5 月に「公正価値測定」(IASB においては IFRS 第 13 号、FASB においては Topic820) を公表しており、IFRS 第 13 号は 2013 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、Topic820 は 2011 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別事項に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

III. 会計上の見積りの開示に関する会計基準等

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

IV. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員

会において、所要の改訂を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 321,546千円	建物付属設備 345,643千円
器具備品 285,681千円	器具備品 320,878千円

(損益計算書関係)

第35期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
※1 従業員及び役員の賞与であります。	※1 従業員及び役員の賞与であります。
※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払利息 45,625千円	支払利息 45,750千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第35期事業年度期首 株式数 (株)	第35期 増加株式数 (株)	第35期 減少株式数 (株)	第35期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第36期事業年度期首 株式数 (株)	第36期 増加株式数 (株)	第36期 減少株式数 (株)	第36期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力 発生日
2020年6月 18日	普通株式	256,000	利益	320,000	2020年3 月31日	2020年6 月26日
	A種優先株式	244,160	剰余金	320,000		

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

第35期(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	2,400,000

第36期(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	2,400,000

3. 保有する有価証券の状況

第35期(2019年12月31日現在)

その他有価証券

(単位：千円)				
区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	5,178	1,378
	小計	3,800	5,178	1,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	5,433	1,333

第36期(2020年12月31日現在)

その他有価証券

(単位：千円)				
区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	6,781	2,981
	小計	3,800	6,781	2,981
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	7,035	2,935

4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

該当事項ございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

第35期(自2019年1月1日至2019年12月31日)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人より監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

第36期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人より監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

法令遵守その他の内部管理態勢の確立・整備については、経営陣がその具体的方針の決定に率先垂範して取り組んでいます。

取締役会の下に設置された経営会議は、内部管理を含む日常の経営に関する監督・決定機関として、他部署から独立した担当部署である法務コンプライアンス部を通じて法令遵守態勢の構築・強化を推進するとともに、同部署から法令等の遵守状況に関する報告を受けます。法務コンプライアンス部員は、当社の法令遵守の推進者として定められ、関係各部と連携しつつ法令遵守に関する基本方針および具体策の策定および見直しを所管します。

経営会議は、ビジネス・リスク・マネジメント室のサポートを受け、リスク管理を経営の一環として運営しています。リスク管理の枠組みは、経営としてのリスク管理を示すトップダウン・アプローチと、各部門において認識されるボトムアップ・アプローチを掛け合わせることにより、当社のリスク管理を運営しています。各リスクを定義し、それぞれのリスクに対する許容度やKR Iを設定し、ビジネス・リスク・マネジメント室が適宜モニターおよび報告を行っています。

また、法務コンプライアンス部およびビジネス・リスク・マネジメント室は、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会を主催し、法令遵守、ビジネスリスクに関する事項の報告、協議を行うとともに、重要な事項を経営会議に報告します。

2. 分別管理等の状況

該当事項ございません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項ございません。

以 上